

郵政民営化法施行令の改正について

平成28年3月9日
金融庁・総務省

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案

【改正の概要】

- 郵便貯金銀行の預入限度額(原則として、郵便貯金銀行が一の預金者等から受入れをすることができる預金等の額)、郵便保険会社が被保険者一人につき引受けを行うことができる保険金額及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が被保険者一人につき復活等の申込みを承諾することができる保険金額に関する規定について、次のとおり改正する。

(1) 預入限度額の引上げ(郵政民営化法施行令第2条第2項)

預入限度額のうち、普通預金及び定期性預金(財形定額預金等を除く。)に係るものに基準となる額を、1,000万円から1,300万円に引き上げる。

(2) 保険金額における通計制度に係る額の引上げ(郵政民営化法施行令第6条第1項及び第3項並びに第11条第2項関係)

郵便保険会社が被保険者一人につき引受けを行うことができる保険金額及び機構が復活等の申込みの承諾をすることができる保険金額の算定に当たり、通計制度により、保険金額の計算に算入しない金額の限度を300万円から1,000万円に引き上げる。

今般の郵政民営化法施行令の改正は、以下の所見の内容を踏まえたものである。

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見(平成27年12月)」(抜粋)

○ 貯金

【具体案】

- ・「ゆうちょ銀行の限度額規制について、(略)現行1,000万円の限度額(郵政民営化法第107条第1号イに規定する政令で定める額)を一定額まで引き上げる方法」、「引上げ額を300万円程度とする」

【理由】

- ・「定期性貯金を中心に利用している人々も存在すると考えられ、通常貯金を限度額管理対象から除外しても、こうした人々のニーズを満たすことには貢献しない可能性がある。」
- ・「今回が限度額規制における民営化後初の緩和であること、年金振込み等のたびに限度額を超過するといった問題の解消や高齢化が進む利用者の貯蓄機会の確保等の観点から、まずは引上げ額を300万円程度とすることが妥当であると考える。」

○ 保険

【具体案】

- ・「かんぽ生命保険の限度額規制について、(略)通計の枠内で、加入から4年経過した契約について、基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度を、現行の300万円から、基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円に引き上げる」

【理由】

- ・「限度額規制を緩和する場合は、現行1,000万円の基本契約の限度額を増加させるのではなく、この通計の仕組みの活用を図ることが考えられる。それにより、限度額の引上げが一部の既契約のみを対象とすることとなるため、営業面を含めた経営改善効果は限定的となるが、リスク量の増加を抑制することが可能となる。」
- ・「この引上げ額については、300万円と1,000万円の間の額に抑制するような意見もあるかもしれないが、リスク管理の観点からはそうした額に特段の合理性があるとは考え難い。また、通計の仕組みを前提とすること自体かなり限定的な規制緩和であること、同社には商品開発面でも様々な制約を課していること等に鑑みれば、当面の対応として、1,000万円への引上げは妥当と考える。」

所見における勘案事情①(他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情)

- 郵政民営化法第107条第1号イに規定される郵便貯金銀行の預入限度額の基準となる額については、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案」して郵政民営化法施行令第2条第2項で定めることとなっており、所見において次のとおり各事情を勘案。

1. 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

- ・ 限度額超過が問題となるケースの多くは、一時的な資金の受け皿としての機能に関するものであり、それにより残高が一方的に増加するとは考え難い
- ・ 無利子の振替貯金から有利子の通常貯金への資金移動につながる可能性はあるが、それは貯金残高の増加をもたらさない
- ・ 他の金融機関等からの資金シフトについても懸念の域を出ず、取り分け今日のような超低金利下においては、その可能性の議論は説得力を感じ難い
- ・ 限度額規制の緩和による貯金残高への影響は基本的に限定的と考える(注)

(注)緩和後の状況について当委員会に定期的に報告させることにより、健全経営を促すことも考えられる

所見における勘案事情②(郵便貯金銀行の経営状況その他勘案すべき事情)

2. 郵便貯金銀行の経営状況その他勘案すべき事情

- ・ 投資のための一時的な受け皿(資金待機場所)としての機能の強化を見込むことができる。これは、資金利益偏重からの脱却、手数料ビジネスの強化という中期経営計画に掲げる経営課題に取り組む上で大きな意義がある
- ・ ゆうちょ銀行の限度額については、
 - ① 年金や給与等の振込の都度、限度額を超過するケースが発生していること、
 - ② 退職金、相続資金、保険金等の振込先としての預金サービスを提供し難いこと、
 - ③ 投資信託運用等の投資のための資金やその満期・解約金等の一時的受け皿としての預金サービスを提供し難いこと
- 等、特に、金融機関の店舗が少ない過疎地の高齢者に多大な不便をもたらしており、早急に規制を緩和する必要があるとの意見がある。
- ・ 国営時代から通算すれば24年間変更していないゆうちょ銀行の限度額について、少なくとも、預金者に不便を強いている現状を改善し、預金者一人一人の多様なニーズに柔軟に応えられるようにする観点から議論する余地は十分にあるのではないかと考える

參考資料

郵政民営化法上の限度額に関する仕組み①

1. 貯金

○郵政民営化法第107条第1号は、以下の式を満たす郵便貯金銀行の預金等の受入れを禁止。

郵便貯金銀行の預金等
の額の合計額



政令で定める額
(1,000万円)



民営化前に預入した
郵便貯金の額の合計額

決済性預金及び日本郵政グループから
受け入れる普通預金・定期性預金は
当該預金等を政令で除外

(参考)

政令改正後の 預入限度額	普通預金、定期性預金等 (財形定額預金等を除く預金)	合計1,300万円※1
	財形定額預金 (財形一般預金、財形年金預金、財形住宅預金)	合計550万円※2、※3
	振替口座(振替貯金)	預入限度額なし

※1 各預入限度額には、機構への郵便貯金を含む。

※2 民営化前に契約した財形年金貯金の預入限度額は385万円(550万円の内枠)。

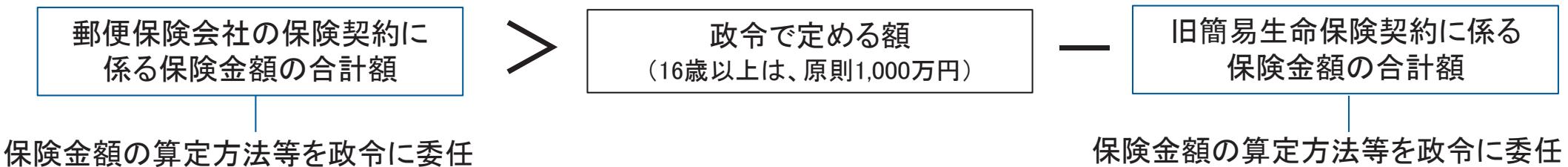
※3 普通預金、定期性預金等に未使用分があれば、財形定額預金に加算できる。

郵政民営化法上の限度額に関する仕組み②

2. 保険

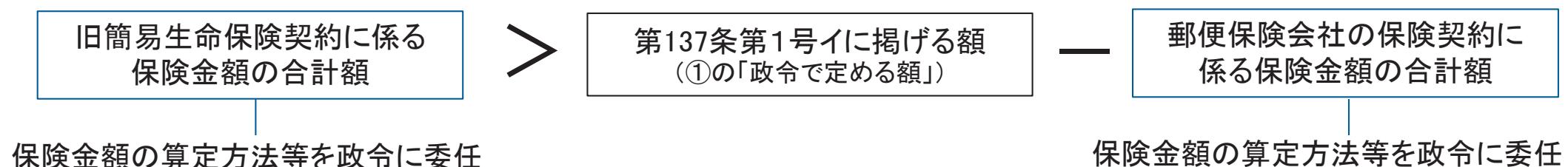
①郵便保険会社による保険の引受け

○郵政民営化法第137条第1号は、以下の式を満たす郵便保険会社の保険の引受けを禁止。



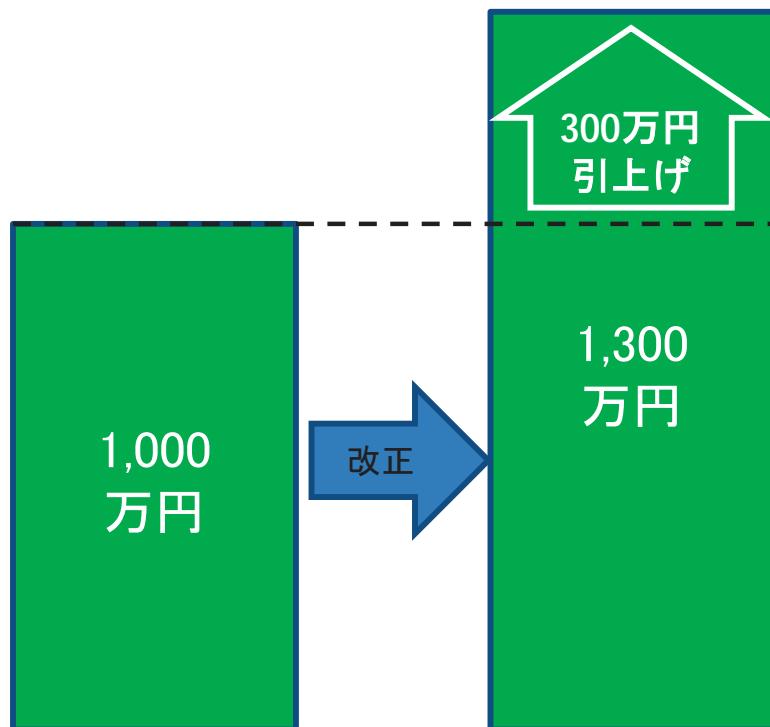
②機構による保険契約の復活等の承諾

○郵政民営化法第158条第1項第1号は、以下の式を満たす機構による保険契約の復活等の承諾を禁止。

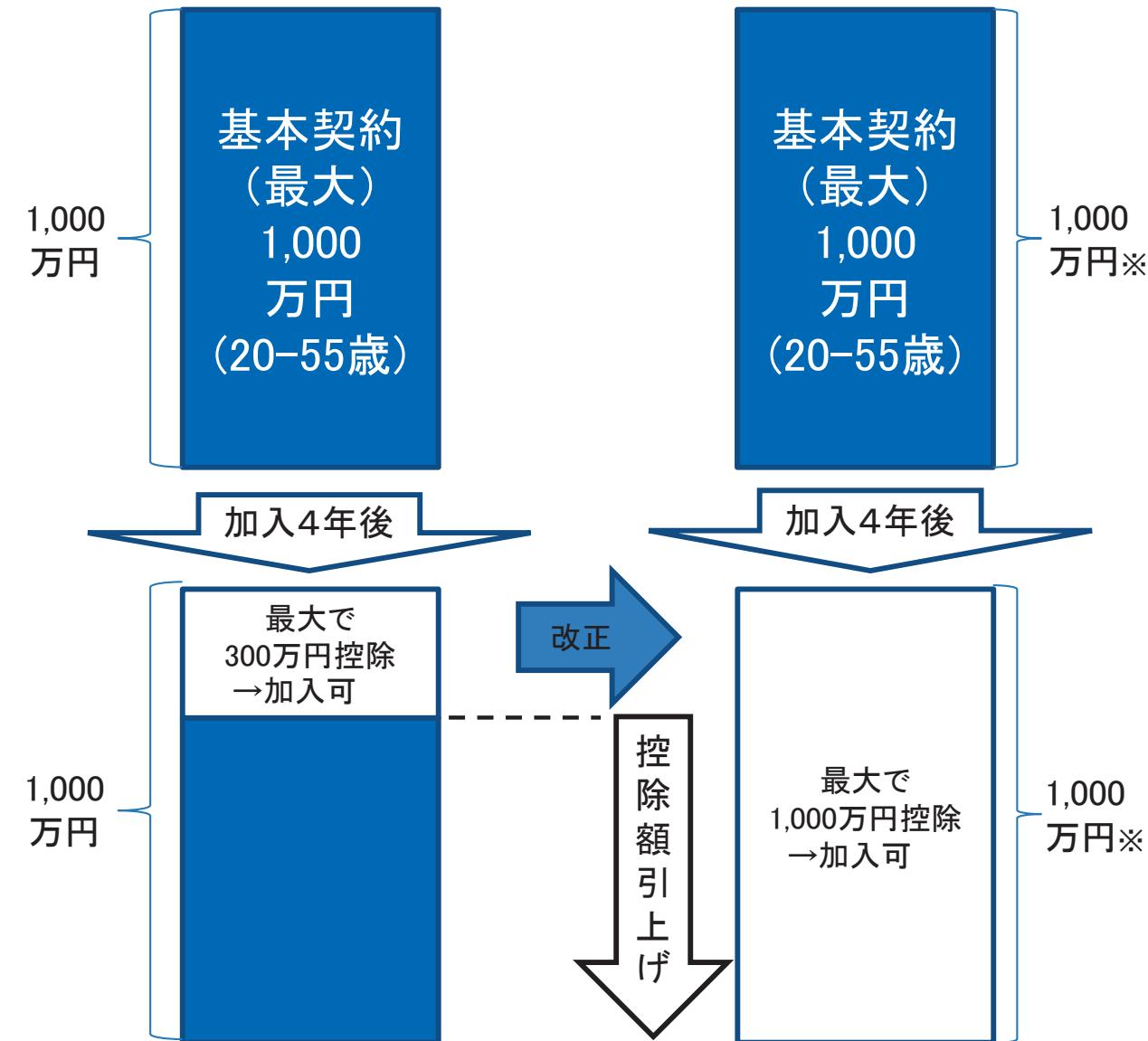


郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案 イメージ

郵便貯金銀行の預入限度額



郵便保険会社の限度額(控除額)



※今般の改正においては、当該1,000万円の引上げや
保険金額の算定方法の変更は行わないものとする。

振替口座の利用について

総合口座に附加される振替口座

- 郵便貯金銀行では、普通預金(通常貯金)及び定期性預金(定期貯金・定額貯金)に係る口座と振替口座(決済性預金口座)とを一体として提供する総合口座のサービスが提供されている。総合口座では、通常貯金の現在高が基準額を超えた場合、超過分は有利子の振替口座に自動的に振り替えられる仕組みとなっている(オートスイッチング)。

送金に伴う限度額超過

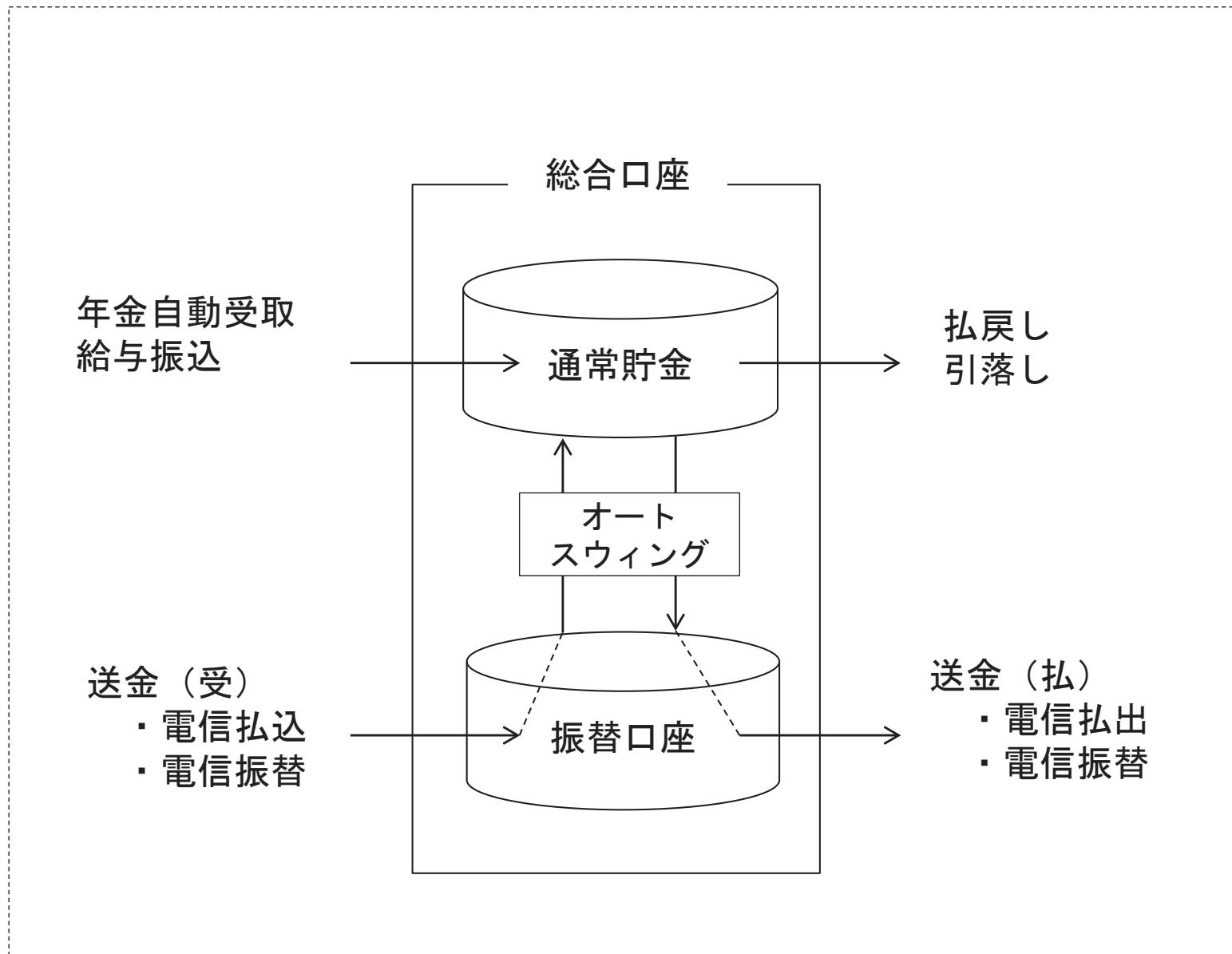
- 年金や給与等の受取りは、それ自体、貯蓄を目的としたものではなく、一時的な資金の受取りのためのものであるが、郵便貯金銀行を含む金融機関の口座における自動受取は、通常、有利子の普通預金口座で行われている。
- そのため、年金や給与等の受取りのような一時的な資金の受け皿であっても、大方の個人の預金者にとっては、有利子の口座により受け取るという認識であり、僅かであっても利子が付利されることを期待しているものであることから、預金限度額の超過により、預金が決済性預金(振替口座)に自動的に振り替えられ、基準額を下回るまでの間、有利子の貯蓄の機会を失うことは、利用者の利便を損なっていると考えられる。

問題点

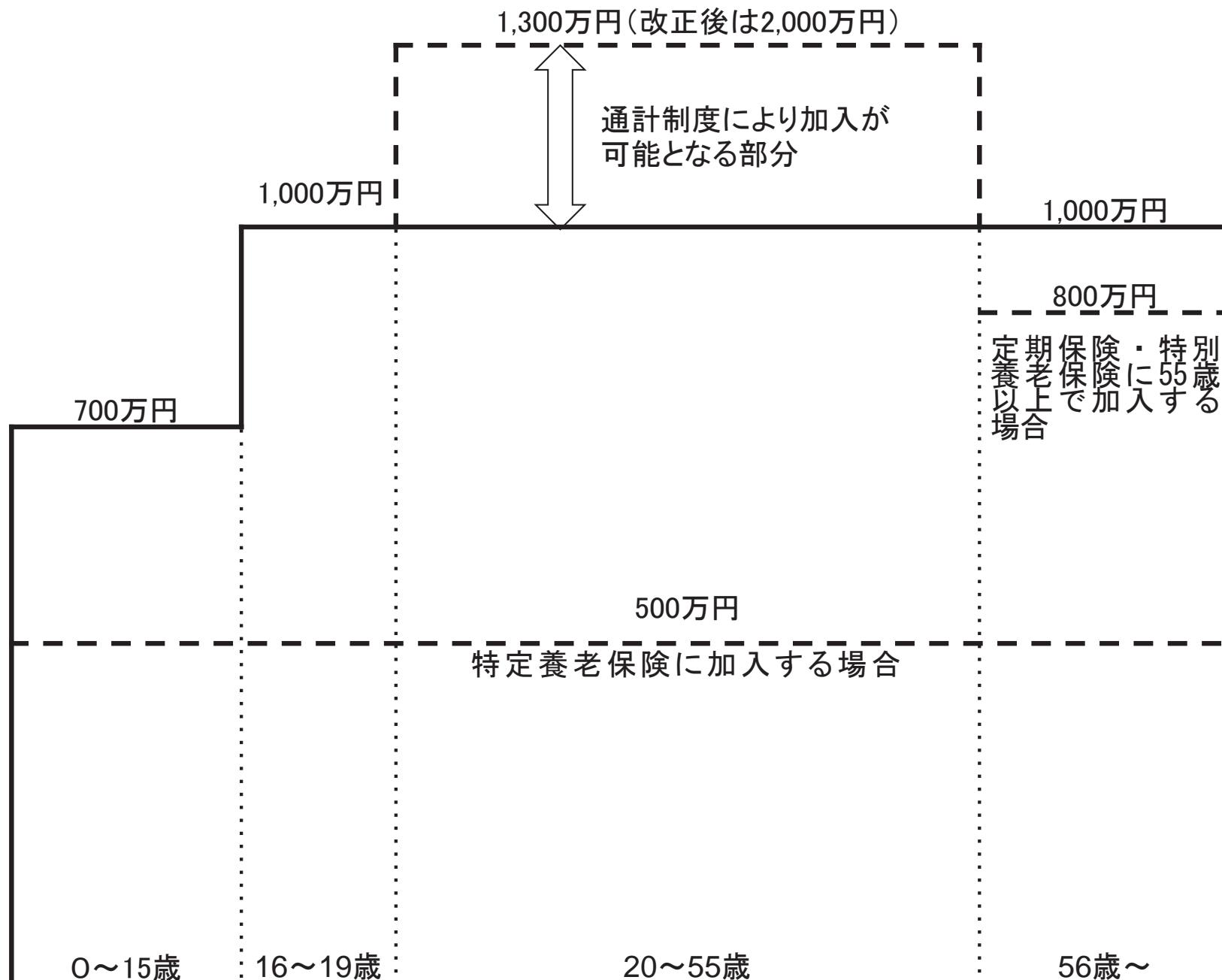
- 総合口座を利用した通常貯金から決済性預金(振替口座)への振替など、振替口座を活用することにより預入限度額の超過を回避することが可能ではあるが、これをもって有利子の貯蓄手段を望む預金者の不便が解消されるわけではない。
- 特に、地理的な移動制約要因により、近隣に他の金融機関がなく郵便貯金銀行を利用せざるを得ない場所に居住する者や年金生活者にとっては、一定期間、利子が得られない状態を余儀なくされ、得べかりし利益(利子)を失うこととなる。

→ 総合口座に附加される振替口座の利用による対応については、有利子の貯蓄手段を望む利用者の不便を解消するものではないと考えられる。

(参考)総合口座の仕組み



保険契約(終身保険等)の加入限度額



その他保険金額に係る限度額の算定方法

今般、通計の枠内において基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度を引き上げるに当たり、倍額支払条項付保険及び特例支払条項付保険等の算定方法については改正しない。

倍額支払条項付保険関係

倍額支払条項付保険とは

【対象】終身保険、養老保険、家族保険
(これらに準ずる保険として認可されたものも含む。)

【概要】以下①②を保険金の支払事由とする場合、死亡保険金のほか、これと同額の保険金等を支払うもの

【支払事由】 ①被保険者が不慮の事故又は第三者の加害行為を直接の原因として一定の期間内に死亡したこと
②特定の疾病を直接の原因として死亡したこと

限度額算定に係る 法令上の規定

郵政民営化法施行令では、上記を支払事由とする倍額支払条項付保険に係る保険金額を、限度額算定の際に保険金額から除く旨を定めている。

特例支払条項付保険等関係

特例支払条項付保険等とは

【対象】終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険
(これらに準ずる保険として認可されたものも含む。)

【概要】保険金の支払事由が、第一分野の保険(生命保険)の支払事由と第三分野の保険(医療保険等)の支払事由にまたがっているもの

限度額算定に係る 法令上の規定

現在、郵政民営化法【法】及び郵政民営化法施行令【政令】では、第三分野の保険の限度額は、第一分野の保険の限度額とは異なる限度額が規定されているが、第一分野の保険と第三分野の保険にまたがっている特例支払条項付保険等については、第一分野の規定(下記Ⅰ)が適用されている(【政令】第8条第1項第1号)。

(今回の限度額の引き上げに係る規定)

I 第一分野の限度額…【法】第137条第1号及び【政令】第6条第1項に規定

II 第三分野の限度額…【法】第137条第4号及び【政令】第8条に規定